

団体戦の試合場における指導者の振る舞いについて

指導者の役割

1. 指導者は、選手への様々な状況における指示、戦術的なアドバイス、怪我の対応など、選手とのコミュニケーションを取ることを目的とする。
2. 指導者は、自身の選手が大会会場に入場してから退出するまでの間、選手の行動に責任を持たなければならない。

指導者の場所

1. 原則として各試合場の正面と反対側、あるいは試合場の横側に監督のみ入ることが許され、指定された椅子に着席しなければならない。

指導者の言動

1. 試合が止まっている間(「待て」から「始め」の間)のみ、選手に対して指示を与えることができる。試合続行中は、選手に対して指示を与えることが許されない。
2. 次の行為を禁止する。
 - (ア) 試合中、意図的に立ち上がったたり大声をだしたりするなど、選手や審判員に対し威圧的な態度や言動をすること。
 - (イ) 審判員の判定に対しコメントや批判、或いは訂正などを要求すること。
 - (ウ) 対戦相手、審判員、役員、一般客、および自分自身の選手を侮辱するような行為や言動をすること。
 - (エ) 広告看板や器具に触ったり、殴ったり、蹴ったりすること。
 - (オ) その他、柔道精神に反する行為
3. 原則として、監督は審判員に準じた服装とし、IDカードを付けるものとする。

罰則

上記に違反した場合は、下記による処分を科すものとする。

1. 違反1回目が認められた場合は、審判員が合議の上、口頭による注意をする。
2. 1回目の注意で改善されない場合は、審判員（ジュリー含む）が大会委員長または審判長に報告の上、大会委員長または審判長の責任のもとにその試合が終了するまで指導者を試合場フロアの外へ退去させる（大会本部にペナルティエリアを設ける）。但し、試合はその後も続行するものとする。
3. 次の試合からは、コーチ席に座ることができるが、その後も改善が見られない場合は、その大会期間を通して試合場フロアへの入場を禁止する場合もある。

以上

団体戦の試合場における登録選手及び主務の応援方法について

場所

1. 原則として各試合場の正面と反対側、あるいは試合場の横側に、登録選手のみ入ることが許され、試合者以外は指定された椅子に着席しなければならない。

言動

1. 対戦中の自軍の選手に対してのみ試合上の指示や応援、戦術的アドバイスなどをおこなうことが出来る。
2. 次の行為を禁止する。
 - (ア) 試合中、意図的に立ち上がったたり大声をだしたりするなど、選手や審判員に対し威圧的な態度や言動をすること。
 - (イ) 審判員の判定に対し、コメントや批判、或いは訂正を要求すること。
 - (ウ) 対戦相手、審判員、役員、一般客、および自分自身の選手を侮辱するよう行為
 - (エ) 広告看板や器具に触ったり、殴ったり、蹴ったりすること。
 - (オ) その他、柔道精神に反する行為

罰則

上記に違反した場合は、下記による処分を科すものとする。

1. 違反1回目が認められた場合は、審判員が合議の上、口頭による注意をする。
2. 1回目の注意で改善されない場合は、審判員（ジュリー含む）が大会委員長または審判長に報告の上、大会委員長または審判長の責任のもとにその試合が終了するまで「指導者」を試合場フロアの外へ退去させる（大会本部にペナルティエリアを設ける）。但し、試合はその後も続行するものとする。
3. 次の試合についても、その後も改善が見られない場合は、その大会期間を通して試合場フロアへの入場を禁止（試合出場不可）する場合もある。